

中小企業者のための

官公庁との  
契約のすすめ





官公需契約とは、官公庁や、独立行政法人等が中小企業者の皆様などと取引をすることをいいます。

官公需契約には、事務用品や制服等を購入する物品等の調達、庁舎の清掃や警備等をお願いする役務契約、道路建設や河川の補修等の工事契約などがあり、多岐にわたっていることから様々な分野の中小企業者の方が受注することが可能です。

また、対価の支払いについても会計法等の法令に基づき遅延等はなく安定していることから経営面に及ぼす効果も大きなものがあります。



**競争契約参加資格を取得して、入札に参加を!!**

## ◆官公需契約までの手続きの流れ

### 1. 資格審査申請書の提出

官公庁との取引の第一歩として、競争契約参加資格審査申請が必要です。

- ◇申請書の様式は、各省庁の窓口か統一資格審査申請受付サイト(6頁参照)から入手することができます。
- ◇この資格審査申請は、どこか一つの省庁に提出(持参・郵送またはインターネットを使って直接申請することも可能)すれば、全省庁に有効です。
- ◇申請書の提出は、定期(平成19年1月～)又は随時の受け付けがあります。
- ◇独立行政法人等については、法人ごとの申請になります。
- ◇事業協同組合や協業組合等として申請することも可能です。



### 2. 資格審査結果の通知・登録

- ①申請書の生産高等の実績を審査し、A～Dの等級に区分され(「等級区分」、資格審査結果通知書により申請者本人に通知されます。
- ②資格等級は、全省庁統一の名簿に登録されます。(「全省庁統一資格」)(注)
- ③全省庁統一資格は最長3年間有効です(工事については、最長2年間)。



### 3. 入札公告

- ①各省庁で行う入札公告に記載された等級区分に応じて参加できます。
  - ◇発注等に関する情報は6頁を参照して下さい。
- ②次の方の場合、等級区分に関する特例措置、弾力化の適用がありますので入札を行う省庁と相談して下さい。
  - ◇技術力のある中小企業者
  - ◇ベンチャー企業等の新規開業者



## 4. 契約書の作成

◇入札に参加し、落札できれば契約書を取り交わし、履行することとなります。



## 5. 納入等

◇納入後、検査・確認があり、完了後、対価の支払いが行われます。

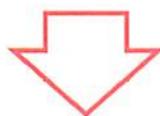
(注)この名簿は、一般競争入札のほか指名競争入札や随意契約による場合にも、活用されることとなります。



## 中小企業者の受注機会拡大のための支援策(官公需法等の概要)

### 《中小企業基本法》

中小企業の振興・支援について基本的な理念や方針を定めています。この中で、官公需施策は“中小企業の経営基盤強化策”の一つとして位置づけられ受注機会の増大を図るよう定められています。



### 《官公需法》

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律「官公需法」では、次のことが定められています。

- ◇国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と組合等の活用について
- ◇「国等の契約の方針」の作成と公表について
- ◇国等の機関のほか地方公共団体における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力について 等

### 《国等の契約の方針》

経済産業省(中小企業庁)では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や受注機会拡大のための方策等を「国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定して公表しています。

- ◇技術力ある中小企業者の入札機会の拡大
- ◇新規開業者に対する受注機会の増大策
- ◇官公需適格組合の活用
- ◇情報提供の促進
- ◇分離・分割発注の推進 等



## 技術力のある中小企業者には入札参加資格の特例措置があります

技術力のある中小企業者は、ものづくりなど我が国経済の重要な担い手であり、活力ある経済社会を構築するためにはなくてはならない存在です。このような技術力のある中小企業者の事業活動を支援するため、官公需の受注機会拡大のための措置があります。

国や独立行政法人等の入札公告等をご覧になり、積極的にご活用下さい。

1

国や独立行政法人等では技術力のある中小企業者の「等級区分」について、特例措置を設けています。例えば、試験研究機器、医療機器、精密加工技術を要する装置類等の物品や、高度な情報システム開発等の役務サービスの提供等のあらゆる分野に適用されます。

2

「等級区分」の特例とは、競争参加資格の等級が低い場合でも、一定の条件を満たせば上位の等級の入札に参加が可能になるというものです。

(通常は、資格審査結果の等級区分に応じて入札に参加することとなりますが、特例では、例えば、等級区分がDの方でも、要件を満たせば最大Aランクの入札に参加できます。)



### <上位等級入札の特例措置>

入札物件と同等以上の仕様の物件を製造等した実績を、カタログ等により証明できる方

又は

特許保有数、技術士資格保有者数、技能認定者数により定められた点数を加算した場合に、上位の等級になる方





## 新規開業者の皆様も積極的に入札にチャレンジを!!

新規に開業された中小企業の方も官公庁等との契約にチャレンジが可能です。資格審査申請を行っていただき、積極的に入札にご参加下さい。

1

技術力のあるベンチャー企業等は、3頁の入札参加資格の特例措置を活用することにより、受注の機会が拡大します。

2

中小企業技術革新制度(SBIR)のデータベースの活用などで技術評価を行い、技術力のある中小企業からの調達に関しては、入札参加資格の弾力化の措置がとられています。

このほか、ベンチャー企業からのIT関連の調達においても、システムの開発実績等を考慮した入札参加資格の弾力化の措置がとられています。



### < 株式会社 A 社の取り組み >

同社は、理化学機器や計測機器の設計・製造・販売を行っており、気密分野の独自技術をコアに新分野等への飛躍を目指して創業した研究開発型企業です。同社は、創業後間もなく、県の「技術力あるベンチャー企業等推薦」を受け、これを武器に国等の研究機関を中心に営業活動を実施。

創業した年から農水省関連の研究機関から理化学機器等の受注に成功しました。その後、売上高の3割程度を官公庁からの受注が占めるようになっており、経営の大きな柱となっています。

官公需は、技術の向上を追求する同社にとっては、官民が連携した共同研究による新たな技術開発にもつながることから、今後も積極的に取り組むこととしています。

### < B 企業組合の取り組み >

同組合は、中高年齢者や身障者が自ら雇用の場を創出することを目的に集まり、企業組合という形態で創業しました。現在、組合員数は50名弱で、地域への奉仕と街づくりをテーマとして掲げ、地元の市からの受注を得ています。

主な事業は、①公園の掃除、草刈り等の公園管理業務、②市民会館、自転車置き場等市の施設の清掃等、③訪問介護適用事業所の運營業務等で、官公庁からの受注が売上高の7割を占めており、今後は県等からの受注の確保を目指しています。

## 官公需適格組合を活用して入札に参加を!!

中小企業経営における制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが少なくありません。1社では受注できないような高額の案件でも、数社で共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合があります。こうして生まれたのが、協同組合等による官公需の共同受注です。

国では、こうした積極的な取り組みを支援するため、「国等の契約の方針」において官公需適格組合の活用を進め、受注機会の増大を図ることとしています。

- ◆ 官公需適格組合制度は、①官公需受注に関して熱心な指導者がいること、②十分な経理的基礎があること等共同受注体制が整備されている事業協同組合等を中小企業庁(経済産業局)が証明し、国等の発注機関が積極的に活用することとしています。
- ◆ 証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査の際に、生産・販売高、資本金等について組合の数値に組合員の数値を合算して上位の等級に格付けがされる特例があります。



### < A 事務用品販売協同組合の取り組み >

同組合では、組合の設立時から官公需の共同受注を重要な事業として位置づけており、組合員全員で営業活動等に取り組んでいます。毎月の研修会等を通じて仕入れシステムの検討等を行い、大手の販売業者等に負けない価格での納入を可能としています。

官公需適格組合証明は、設立してから3年目に取得しており、現在は地元の市が推進している環境対策に対応し、環境省が進める「エコアクション21」の認証を取得しています。こうした活動が地域に貢献する組合として認められ、市の取り扱う文具用品等の受注を得ています。

### < B 電気工事業協同組合の取り組み >

同組合は、東京都の区部を地区とする電気工事業者による協同組合で、公共工事の共同受注を主な事業として組合を設立しました。官公需適格組合証明は、発注機関からの信頼を確保し、大型工事を受注するために取得しており、積極的に施工能力の向上と営業活動に取り組んできました。

特に、区民祭りの放送・照明設備等の工事を受注して成功裡に終了させたほか、区内の数万本に上る街路灯の修理等を受託しており、安全で明るい街づくりに貢献し、区民の生活にとっても重要な役割を果たしています。

◇官公需適格組合制度について、詳しくは各都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。



## 発注等に関する情報の入手を!!

官公庁等の発注や資格審査申請などに関する情報は、官公庁等のホームページにアクセスして入手することが可能です。また、以下の機関等でも官公需についてのさまざまな情報を提供しています。



### 全国中小企業団体中央会

<http://www2.chuokai.or.jp/hacchu.asp>  
各省庁の発注情報の予定等がご覧になれます。

### 各省庁調達情報の提供サイト（総務省）

<http://www.chotatujohe.go.jp/va/com/TopPage.html>  
工事を除く各省庁の発注情報を一括してご覧になれます。

### 申請書のダウンロード

<http://www.chotatujohe.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

### 工事に係る入札情報サービス〈（財）日本建設情報総合センター〉

<http://www.ppi.go.jp>  
工事の発注に関する情報がご覧になれます。

### 中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>  
以下の官公需情報がご覧になれます。

- 「中小企業者に関する国等の契約の方針」
- 国等の発注機関一覧 等

# 官公需に関するお問い合わせは

経済産業局		電話番号（直通）
北海道経済産業局	産業部中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部中小企業課	022-222-2425
関東経済産業局	産業部中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局	産業部中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局	経済産業部中小企業課	098-862-1452

中央会	電話番号	中央会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919	滋賀県中小企業団体中央会	077(511)1430
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325	京都府中小企業団体中央会	075(314)7131
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363	奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560	大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4370
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701	兵庫県中小企業団体中央会	078(361)8056
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360	和歌山県中小企業団体中央会	073(431)0852
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261	鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030	島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300	岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123	広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315	山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
千葉県中小企業団体中央会	043(242)3277	徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386	香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131	愛媛県中小企業団体中央会	089(943)7285
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100	高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171	福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215	佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511	長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
愛知県中小企業団体中央会	052(229)0044	熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100	大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195	宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
富山県中小企業団体中央会	076(424)3686	鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711	沖縄県中小企業団体中央会	098(859)6120
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042		

経済産業省

03-3501-1669（直通）

中小企業庁事業環境部取引課

編集・発行

03-3523-4904（直通）

全国中小企業団体中央会連携支援部

平成19年1月